

仕様書

古平町を「甲」、落札業者を「乙」として契約するデジタルカラー複合機の賃貸借契約に関する仕様等は、次のとおりとする

1 契約単価

契約金額には次の各号の経費を含むものとし、複写片面1枚あたりの単価で契約するものとする。

- (1) 複合機の搬入、搬出、移動、設定に要する経費（平成34年（2022年）度新庁舎移転時の、移動・設置及び賃貸借期間満了時の物品の返却等にかかる一切の費用も含む）
- (2) 保守に係る経費
- (3) 維持管理に係る経費
- (4) 消耗品に係る経費（用紙代は除く）
- (5) ネットワークプリンタ、スキャナ機能に係る経費

2 複合機の機種

- (1) 名称

デジタルカラー複合機

- (2) 機種

複合機の仕様は次に掲げる機能以上を有する機種とし、各所に設置する各機種に付加するオプション機能等の有無については、別表のとおりとする。

| 仕様 | 機種A | 機種B | 機種C | 機種D | 機種E | 機種F | 機種G | 機種H |
|-------------------------|--|-----|---------|-----|-----|---------|-----|---------|
| 連続複写速度 (モノクロ・カラー・両面) | 毎分60枚程度 | | 毎分55枚程度 | | | 毎分35枚程度 | | 毎分25枚程度 |
| 読取解像度 | 600×600dpi以上 | | | | | | | |
| 書込解像度 | 600×600dpi以上 | | | | | | | |
| 階調 | 256階調 | | | | | | | |
| 原稿サイズ | A3まで | | | | | | | |
| 複写サイズ | A3～A5、郵便はがき | | | | | | | |
| 複写倍率 | 25～400% ※1%単位で任意に設定できること | | | | | | | |
| 給紙トレイ | 給紙トレイ4段以上+手差し給紙 (各トレイの給紙は500枚以上・手差しトレイは100枚以上) | | | | | | | |
| 連続複写枚数 | 999枚 | | | | | | | |
| 主な付加機能 | 両面・複写印刷機能、集約機能、自動両面原稿送り機能、カラー操作パネル、指定色消去コピー機能を有すること コピー・FAX排紙中でも排紙の合間をぬってプリント出力（割り込み印刷）ができること | | | | | | | |
| スキャナ機能 | PDF、透明テキスト付PDF、クリアライトPDF、PDF/A、パスワード付き暗号化PDF、電子署名付きPDF、JPEG、TIFFに生成可能であること | | | | | | | |
| ネットワークプリンタ機能 | 3系統ネットワークに対応するインターフェース100Base-TX/10Base-Tを有すること（メーカー純正のオプションに限る） ※機種A～Fの6機種のためのオプションとする | | | | | | | |

| | | | | | | | | |
|-------|--|----|----|----|----|----|----|----|
| 対応OS | Windows7/10に対応すること（Microsoft サポート期間内に限る） | | | | | | | |
| 排紙機能 | インナー1ビントレイ ※機種A、C、E、Gの4機種のためのオプションとする | | | | | | | |
| FAX機能 | G3規格以上 PC-FAXで送信時文書をプレビューで確認できること FAXを受信した際、LEDランプが点灯するなど、受信を一目で確認できる仕様であること 複数の文書を受信したとき文書の区切りがわかる出力ができること ※機種A、C、E、Gの4機種のためのオプションとする | | | | | | | |
| 台数 | 1台 | 1台 | 2台 | 2台 | 2台 | 1台 | 3台 | 1台 |

(3) 共通要件

複合機は上記表における機能の他に、全ての機種において、次に掲げる条件を全て満たすものとする。

1. 複写枚数を管理するカウンター機能が装備されていること。また、当町で定めた日にカウンタ枚数を自動で通知する仕組みを有すること。
2. トナーがなくなったときの自動配送指示機能を有すること。
3. 前各号に係る通知機能をLGWAN-ASPサービスで提供することが可能であること。
(2月28日時点でLGWANサービスリストに登録されていること)
ただし古平小学校・古平中学校・消防支署・社会福祉協議会に設置する機種についてはこの限りではない。
4. 当町の基幹システムである日立システムズ社ADWORLDの帳票印刷の実績があること。
5. 庁舎内のネットワークに接続することで各端末から印刷が可能であること。
6. 調達時には最新のものとし、新造機であること。

3. ネットワークプリンタ、スキャナ機能

(1) 設定作業

パソコンの設定およびインストール作業は乙の指導により甲の職員が行い、複合機に必要な設定は乙が行う。

複合機のネットワーク接続・設定は別に甲が指示するところにより乙が行うものとする。

FAX複合機については、設置時に甲が指定するFAXのあて先登録を行うこと。

(2) ソフト、ドライバ等

乙は、甲が所有するパソコンにインストールしなければならないソフト、ドライバ等について、CD-ROMに保存した状態で、ネットワークプリンタ、スキャナ機能を装備している複合機の台数分準備すること。

なお、ソフト、ドライバ等はWindows7及びWindows10に対応できるものとする。
(Microsoftサポート期間内に限る)

また、インストール・設定マニュアルを複合機の台数分用意すること。

(3) その他

複合機に接続するLANケーブル等、複写機以外に必要な物品は甲が別途準備する。

4. 設置場所・設置機種

複合機の設置場所と設置機種は、別表のとおりとする。

複合機は、甲が別に指示するところにより、甲が指定する各所の所定の場所へ、乙が設置するものとする。

5. 保守・管理業務の内容

- (1) 乙が行う保守の対応時間は、月曜日から金曜日までの午前8時45分から午後5時30分のみとする（祝日、町の機関の休日を除く）ただし、やむをえない理由がある場合は、この限りではない。
- (2) 乙の保守員は、複合機が常に良好に使用できる状態を維持する能力を有した専門の技術員とする。
- (3) 乙は、複合機の使用頻度に応じ、故障が生じないように必要に応じて点検整備作業を行うこと。
- (4) 乙は、甲の職員から修理点検等の依頼があった場合、概ね2時間以内に作業を開始すること。
- (5) 乙は、保守等の実施に当たって知り得た甲の業務上の情報を他に漏らし又は他の目的に利用してはならない。本契約が終了し、または解除された後においても同様とする。
- (6) 複合機が、甲の責によらない事情により、頻繁に故障が生じ正常な状態で使用できない場合には、乙は、速やかに代替機を配置しなければならない。
- (7) 乙は、甲に設置した複合機の状況を定期的に把握し、異常等があったときは速やかにその結果を甲に報告すること。
- (8) 乙は、ソフトの更新があった場合等、甲の求めに応じて操作指導をすること。
- (9) 乙は、契約期間終了まで複合機本体及び関連機器の部品（トナーを含む。）の供給を保証しなければならない。

6. 見積金額

契約期間は平成31年4月1日～平成36年（2024年）3月31日までとし、上記1で定めた一切の費用を含めて、複写片面1枚あたりの単価を見積もり、小数点第2位まで記入すること。

また、契約単価は、モノクロ、2色刷り、カラーの3種の単価で、モノクロ・2色刷り料金は同一の単価であること。

見積の記載の仕方

| 区 分 | | 月間使用予定枚数 | 単 価 | 月 額 |
|---------------------|------|----------|-----|-----|
| 複写片面 1枚当たり 単価 | モノクロ | 115,000枚 | 円 | 円 |
| | 2色刷り | 2,300枚 | 円 | 円 |
| | カラー | 7,100枚 | 円 | 円 |
| 合 計 | | 124,400枚 | | 円 |